

保発 0319 第 7 号
令和 6 年 3 月 19 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の廃止について

「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援については今月末で終了することとされたところである。

これに伴い、「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」（令和 2 年 5 月 13 日保発 0513 第 4 号厚生労働省保険局長通知。令和 5 年 9 月 28 日最終改正。）を令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。なお、同日以前の診療分に係る公費負担医療に関する費用の請求及び再審査請求等の取扱いについては、従前のおりとする。